はじめに

社会福祉法人　全国盲ろう者協会

　この調査は、平成２９年４月現在において全国で行われている「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」及び「盲ろう者向け通訳・介助員養成事業」並びにその他の盲ろう者向け関連事業について調査したものです。また、調査対象は、これらの事業を各都道府県(政令指定都市、中核市を含む。以下同じ)から受託している派遣事務所や盲ろう者友の会などです。

　当初、当協会の自主事業として始められた盲ろう者向け通訳・介助員の派遣事業や養成事業は、やがて地方公共団体の独自施策としても行われるようになり、少しずつ事業規模を拡大してきました。そして、平成２５年度からは障害者総合支援法に定める都道府県地域生活支援事業の「必須事業」として位置づけられました。

　しかしながら、この調査でも明らかなとおり、全国に１万４千人以上いると見込まれる盲ろう者のうち、通訳・介助員派遣事業を利用して地域の中で活動できている者は、まだまだ少数であり、また、自治体の裁量の幅が広い地域生活支援事業という性格から、事業の実施内容、予算額などについては、全国の都道府県間で大きな格差を生じています。

　厚生労働省においては、このような現状を踏まえつつ、平成３０年度から、これまでの地域生活支援事業による派遣事業と並行して、個別給付事業である同行援護事業の中で、盲ろう者向け通訳・介助員が盲ろう者を支援していく新たな事業を開始することとしました。この事業は、国の義務的経費(負担金)により、全国一律の基準で実施される事業であり、一人ひとりの盲ろう者のニーズを踏まえた適切な支給量の決定が行われることが期待されます。今後、全国各地におけるこの新たな事業への取組みに向けて、また、これまでの地域生活支援事業による通訳・介助員派遣事業の一層の推進においても、本調査報告書が関係者の皆様のお役に立てることを心より願っております。